

新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための
救急・周産期・小児医療体制確保事業実施要領

1 主旨

この要領は、長崎県新型コロナウイルス感染症医療体制等緊急整備事業補助金実施要綱（以下、「実施要綱」という。）にかかる「（10）新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業」を適正かつ円滑に実施するために必要な事項を定める。

2 事業の目的

発熱や咳等の症状を有している新型コロナウイルス感染症が疑われる患者（以下「疑い患者」という。）が、感染症指定医療機関以外の医療機関を受診した場合においても診療できるよう、救急・周産期・小児医療の体制確保を行うことを目的とする。

3 事業者

県内の救命救急センター、二次救急医療機関、周産期母子医療センター、小児中核病院、小児地域医療センター及び小児地域支援病院等に該当する医療機関で、疑い患者を診療する医療機関として県に登録された医療機関。

4 事業の内容

（1）設備整備等事業

疑い患者を診療する救急医療・周産期医療・小児医療のいずれかを担う医療機関の院内感染を防止するために必要な設備整備等を支援する。

（2）支援金支給事業

疑い患者を診療する救急医療・周産期医療・小児医療のいずれかを担う医療機関に対して、院内感染防止対策を講じながら一定の診療体制を確保するための支援金を支給する。また、都道府県が新型コロナウイルス感染症患者の入院受入れを割り当てた医療機関に対する支援金額の加算を行う。

5 実施期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

6 補助条件

（1）本補助金の交付を受けようとするものは、補助の申請に際して、実施要綱に定めるものに加え、別紙様式第1号を作成し、知事に提出しなければならない。

（2）補助事業者は、前項で作成・提出した別紙様式第1号に基づき、新型コロナウイルス感染症を疑う患者の診療等について受け入れる機関として県に登録され、個人情報等を除く登録機関情報は長崎県新型コロナウイルス感染症対策調整本部、県内保健所及び消防機関に共有される。

（3）補助事業者は、救急隊等から疑い患者の受入れ要請があった場合、一時的にでも当該患者を受け入れること。ただし、受入れ患者の入院加療が必要と判断された場合、必ずしも当該医療機関への入院を求めるものではなく、他院への転院搬送を行っても構わない。

7 補助対象経費

下記に掲げる各事業に係る、賃金、報酬、謝金、会議費、旅費、需用費（消耗品、印刷製本費、材料費、光熱水費、燃料費、修繕料、医療材料費）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、補助及び交付金で、令和2年4月1日以降に生じた経費とする。

（1）設備整備等事業

救急・周産期・小児医療において、疑い患者を受け入れるために要する次の設備整備等。

- ① 新設、増設に伴う初度設備を購入するために必要な需要品(消耗品)及び備品
- ② 個人防護具（マスク、ゴーグル、ガウン、グローブ、キャップ、フェイスシールド）
- ③ 簡易陰圧装置
- ④ 簡易ベッド
- ⑤ 簡易診療室及び付帯する備品
- ⑥ HEPAフィルター付き空気清浄機
- ⑦ HEPAフィルター付きパーテーション
- ⑧ 消毒経費
- ⑨ 救急医療を担う医療機関において、疑い患者の診療に要する備品
- ⑩ 周産期医療又は小児医療を担う医療機関において、疑い患者に使用する保育器

（2）支援金支給事業

新型コロナウイルス感染症に対応した感染拡大防止対策や診療体制確保等に要する費用。ただし、従前から勤務している者及び通常の医療の提供を行う者に係る人件費は除く。

8 補助上限額

- （1）設備整備等事業 別表1のとおり
- （2）支援金支給事業 別表2のとおり

9 補助率 10/10 ただし、予算の範囲内で知事が認める額

別表1 下記のもので知事が必要と認めた額

区 分	上 限 額	備 考
初度設備費	1床あたり 133,000円	
個人防護具	1人あたり 3,600円	
簡易陰圧装置	1床あたり 4,320,000円	
簡易ベッド	1台あたり 51,400円	
簡易診療室(※)及び付帯する備品	実費相当額	
HEPAフィルター付空気清浄機	1施設あたり 905,000円	陰圧対応可能なものに限る
HEPAフィルター付パーテーション	1台あたり 205,000円	
消毒経費	実費相当額	
救急医療を担う医療機関において、新型コロナウイルス感染症を疑う患者の診療に要する備品	1施設あたり 300,000円	救命救急センター、二次救急医療機関に限る
周産期医療又は小児医療を担う医療機関において、新型コロナウイルス感染症を疑う患者に使用する保育器	1台あたり 1,500,000円	周産期母子医療センター、小児中核病院、小児地域医療センター、小児地域支援病院等に限る

※ 簡易診療室とは、テントやプレハブなど簡易な構造をもち、緊急的かつ一時的に設置するものであって、新型コロナウイルス感染症患者等に外来診療を行う診療室をいう。

別表2 下記のもので知事が必要と認めた額

医療機関許可病床数に基づく補助上限額	99床以下 2,000万円 100床以上 3,000万円 以降100床ごとに 1,000万円を追加
新型コロナウイルス感染症患者の入院受入れ医療機関に対する加算	1,000万円

別紙様式第 1 号

新型コロナウイルス感染症が疑われる患者の受入れに関する確認表

《1》医療機関名

--

《2》所在地住所

--

《3》医療機関の指定等状況（下表右欄に○・×を記入）

① 救命救急センター／二次救急医療機関である	
② 総合周産期母子医療センター／地域周産期母子医療センターである	
③ 小児中核病院／小児地域医療センター／小児地域支援病院である	

《4》許可病床数（床）

--

《5》患者受入れ体制について（下表右欄に○・×を記入）

① 「疑い患者」の日中（診療時間内）の受入れ	
② 「疑い患者」の時間外（休日・夜間含む）の受入れ	
③ 「疑い患者」の必要に応じた入院診療	
④ 「確定陽性患者」の入院診療	

【留意事項】

- 本確認表に入力した情報をもとに、「新型コロナウイルス感染症を疑う患者を診療する医療機関」のリストを県が作成し、県内保健所及び消防機関と情報共有します。
- 上記表《5》の各項目は、あくまで本補助金の交付手続き上の確認及び関係機関との情報共有のためのものであり、実際の搬送受入れにあたっては、患者の個別状況、県内における流行状況、地域の医療機関の状況等を踏まえ調整します。